

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

3-1.歴史的風致の維持及び向上に関するこれまでの取組

平成 17 年(2005) 7 月の 12 市町村合併により誕生した現在の浜松市は、遠州灘・天竜川・浜名湖・三方原^{みかたはら}台地・赤石山脈など起伏に富んだ地形と四季の移ろいを際立たせる豊かな自然環境に恵まれ、沿岸部・都市部・中山間地域の多様性を有する「国土縮図型」の風土を舞台に、市内各地の歴史文化資源を保存・活用する取組を進めてきた。

平成 23 年(2011) 1 月、浜名^{はまな}区・天竜^{てんりゅう}区を通る天竜浜名湖鉄道天竜浜名湖線の近代化遺産が全線一括で国の登録有形文化財に登録され、日本の原風景ともいわれる沿線の里山景観と一体となった良好な環境を再認識した。同じく平成 23 年(2011)に市制施行 100 周年を迎え、市内の歴史文化資源を活用した事業を積極的に展開した。「浜松市伝統芸能の集い」(浜松アリーナ)、「全国山城サミット浜松大会」(アクトシティ浜松、二俣^{ふたまた}城跡・鳥羽^{とばやま}山城跡)をはじめ、歴史的価値の高い建造物や歴史と伝統を反映した人々の活動の普及啓発に努めてきた。

また、合併以降、文化財に指定・登録されている歴史的建造物の保存修理を毎年実施するとともに、定期的な調査を行うことで新たな指定・登録を図り、保護対象の拡充にも努めてきた。平成 25 年(2013)には、指定・未指定に関わらず市内の民俗芸能などを継承する保存会が参加する「浜松市無形民俗文化財保護団体連絡会」が設立され、相互の情報共有が図られ継承活動活性化の基盤が強化された。加えて、平成 28 年(2016) 4 月からは、議員提案による「浜松市民俗芸能の継承及び振興に関する条例」が施行されており、市民・関係団体・市の連携を一層推進することで、継承活動の活性化に総合的に取り組んでいる。

さらに、平成 29 年(2017)に全編を通じて本市が舞台となった大河ドラマ「おんな城主 直^{なお}虎^{とら}」が放映され、奥浜名湖地域を中心に市内の歴史文化資源に注目が集まり、文化遺産を活かした観光振興が進められた。平成 31 年(2019)には本市出身者が主人公の一人として活躍する大河ドラマ「いだてん」が放映され、舞台となる表浜名湖地域に注目が集まり、放送効果を活用した観光誘客や地域振興に取り組んだ。

このほか、浜名湖及び静岡県西部地域の 7 園で構成されるガーデンツーリズム計画「アメイジングガーデン・浜名湖」をはじめ、隣接する湖西市とともに策定した「浜名湖観光圏」、日本風景街道「浜名湖サイクリングロード」や「農泊 食文化海外発信地域(SAVOR JAPAN)」といった観光分野や農業水産分野の計画が国の登録・認定を受けており、自然、景観、歴史、伝統を活かして地域の魅力向上を図る取組を進めている。

3-2.歴史的風致の維持及び向上に関する課題

(1)歴史的建造物の保存・活用の推進に関する課題

本市は、戦前には旧陸軍飛行連隊が置かれ、かつ、軍需物資の生産都市でもあったため、昭和19年(1944)12月から昭和20年(1945)8月までのあいだ、27回に及ぶ焼夷弾、艦砲射撃などの攻撃を受け、国宝保存法による国宝に指定されていた^{こしや}五社神社をはじめ、市街地を中心に多くの歴史的建造物が焼失した。一方、郊外などに残る戦禍を免れた歴史的建造物については、所有者の高齢化が進んでおり、後継者不在や代替わりによる保護意識の希薄化、修理に多額の費用を要することなどから、適切な維持管理が行われないことによる荒廃・撤去が課題となっている。

文化財の保存については、過去に、東海道本線高架化事業に際して静岡県指定史跡伊場遺跡^{いば}の指定が解除(昭和48年(1973))されたことに対して、指定解除の処分取消しを求める行政訴訟(伊場遺跡訴訟)が提起されるなど、課題となった事案もある。未指定文化財の歴史的建造物のなかには、歴史的価値の調査がされず、評価が不十分なまま取り壊されたり、滅失や改変の危機に瀕したりしているものも少なくない。

歴史的建造物の活用の面では、市が所有又は管理する歴史的建造物の一部を一般に公開しているが、公開施設としての耐震性や、休憩場所、トイレ、駐車場、案内看板などの利便性・快適性は不十分である。さらに、来訪者が安全・快適に過ごすためのユニバーサルデザインによる整備も進んでいない。

(2)歴史的建造物の周辺環境の保全と向上に関する課題

本市では、平成17年(2005)の「浜松市屋外広告物条例」施行、平成20年(2008)の「浜松市景観形成基本計画」、「浜松市景観計画」策定及び平成21年(2009)の「浜松市景観条例」施行を機に、市域全域を対象に良好な景観形成を図っている。

しかしながら、歴史的建造物の周囲に位置する歴史的な集落やまち並みは、市民の身近に存在しているにも関わらず、調査や検証がほとんど行われておらず、その価値や魅力に気づかないまま失われていくものが見られる。

(3)歴史や伝統を反映した人々の活動の継承と活性化に関する課題

本市では、地域の伝承や生業と結びついた伝統行事、歴史的建造物を有する社寺に関わる祭礼など、歴史的風致を形成する固有の歴史や文化を反映した活動があり、歴史的建造物や集落環境と結びついた伝統行事・民俗芸能が継承されている。

しかしながら、近年の少子高齢化や中山間地域の過疎化、価値観の多様化などの影響で地域コミュニティが希薄になることで担い手不足の深刻化、定期公演の休止につながるなど大きな問題となっている。

同時に、伝統行事や民俗芸能に欠かせない用具類や公開場所の維持管理、整備も各行事や芸能の継承者にとって大きな負担となっている。

(4)歴史文化を活かした観光振興・地域活性化に関する課題

歴史的風致を将来にわたって維持向上していくためには、歴史的建造物の所有者や人々の営みの当事者のみならず、広く市民や来訪者が歴史的風致の価値を知り、認識を向上することが重要である。しかしながら、地域に分布する未指定文化財の把握が十分でなく、ストーリーによるパッケージ化が進んでいないため、文化財群を面として紹介するための情報発信が不足しており、市民や来訪者に、歴史的建造物とその周辺市街地や歴史と伝統を反映した活動が一体となって形成されている歴史的風致についての情報が適切に提供できておらず、その価値が認識されていない。

また、文化財や歴史文化の情報を発信する案内看板の多くが、市町村合併前の旧市町村が設置したものであり、意匠に統一感がなく、老朽化も進んでいる。外国語表記がなく、増加傾向にある外国人観光客への案内が的確にできていない看板も多い。

さらに、近年の歴史ブームを背景とした、市民や来訪者の多様化する歴史文化に対する学習ニーズへの対応も十分でない。

3-3.上位・関連計画との関連性

本計画は、浜松市総合計画に即するとともに、浜松市都市計画マスタープラン、浜松市文化財保存活用地域計画と整合が取れたものとする。

そのうえで、浜松市景観計画や国指定文化財の保存活用計画などの関連する各種計画と連携、調和を図り、歴史的風致を活かしたまちづくりを推進する計画として位置付けるものとする。

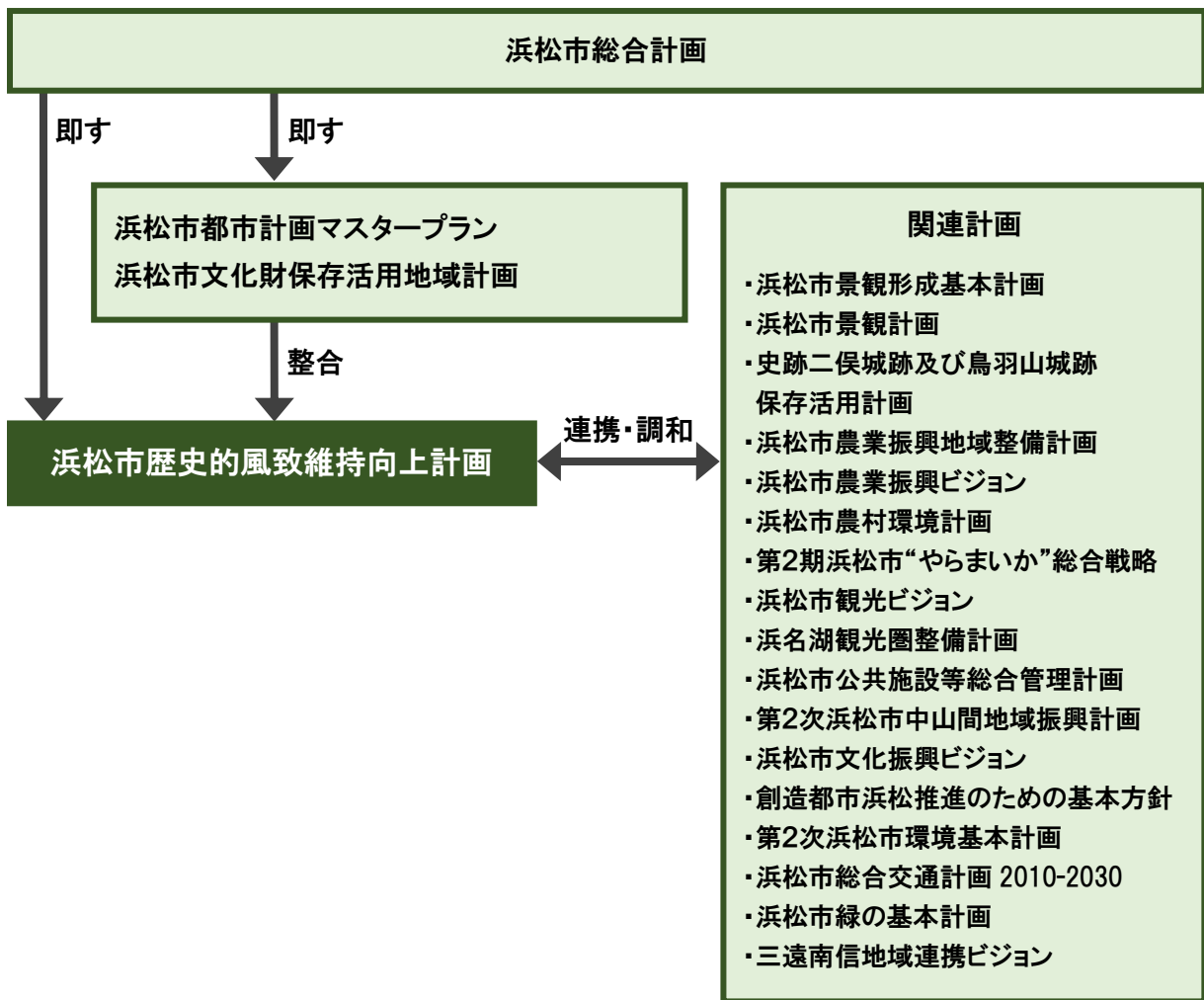


図3-3-1 上位・関連計画との関係

(1) 浜松市総合計画（平成26年(2014)12月策定）

浜松市総合計画は、基本構想(30年)、基本計画(10年)、戦略計画(1年)の3層構造からなり、都市の将来像に「市民協働で築く『未来へかがやく創造都市・浜松』」を掲げ、長期的な展望に立って、課題を認識したうえで、希望に満ちた未来の創造を目指している。

こうしたなかで、7つの分野別計画の1つに「文化・生涯学習」があり、そのなかで、基本政策として「感動のある生活、歴史・文化・スポーツによる豊かさの創造」を掲げ、「地域の文化遺産の継承」や「地域の文化遺産の保全・活用」を政策に位置付けている。

■都市の将来像

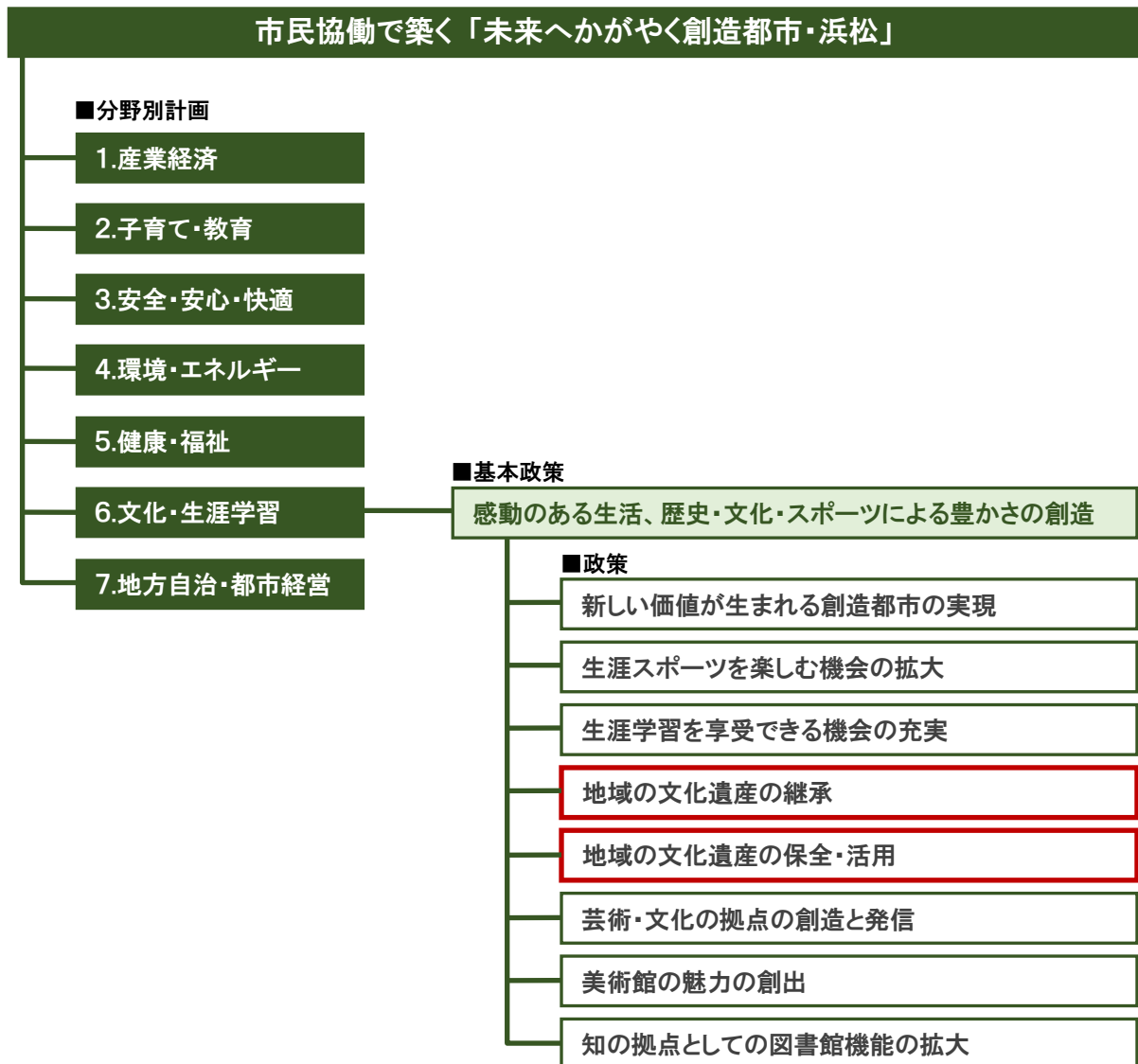


図3-3-2 分野別計画の政策

(2)浜松市都市計画マスタープラン（令和3年(2021)3月改定）

都市計画に求められる課題を踏まえた都市計画の基本理念を「多彩に輝き、持続的に発展する都市」と示し、これに基づく都市計画の目標を実現するため「拠点ネットワーク型都市構造」を本市の目指すべき将来都市構造とし、都市構造の転換を図るとしている。

こうしたなか、7つの分野別の方針のうち、「景観・歴史的風致」において歴史・文化に関わる方針を示している。

■基本理念

多彩に輝き、持続的に発展する都市

■分野

- 1.土地利用
- 2.都市交通
- 3.みどり
- 4.景観・歴史的風致
- 5.低炭素・エネルギー
- 6.都市防災
- 7.その他都市施設

■基本的な考え方

- ◆地域特性に応じた個性と魅力ある景観の形成
 - 都心や拠点の景観、雄大な自然景観など地域特性に応じた特色ある景観を守り、育て、創ることにより、誰もが心地よさを感じられる個性と魅力ある景観を形成します。
- ◆歴史的風致の維持・向上による魅力ある都市の形成
 - 歴史的風致の維持・向上により、歴史・文化を活かした個性と魅力ある都市を形成します。

■基本方針

方針1)	風格と魅力を備えた都心の景観と地域特性に応じた個性ある景観の形成
○	都心では、創造都市の顔としての風格と魅力を兼ね備えた景観の形成、居心地が良く歩きたくなる都心空間の創出のため、道路などの公共空間と民有空間が一体となったまち並み景観を形成します。
○	副都心、地域拠点、主要生活拠点では、地域の歴史を活かしながら、賑わいを感じられる魅力的なまち並み景観を形成するとともに、修景のための空間確保や居心地が良い歩行空間を形成します。
方針2)	建築物や屋外広告物などの地域景観との調和
○	地域景観の特徴や魅力に大きな影響を与える施設については、周辺のまち並み景観や自然景観との調和に配慮した施設計画へ誘導します。
○	まち並み景観や自然景観の保全・統一などを図るべき区域では、屋外広告物の掲出を抑制します。
方針3)	地域を結ぶ景観の形成と境界(景観の変化点)の演出
○	地域景観の境界、眺望点などでは、その場所の雰囲気演出する景観を形成し、広い市域の景観にメリハリをつけるとともに、地域景観の多様性をアピールします。
方針4)	豊かな表情をアピールする自然景観の保全・活用
○	遠州灘海岸の砂浜景観・松林景観を保全・育成するとともに、まちの背景となる天竜川河岸段丘や都田川沿いの斜面樹林を保全・活用します。
○	河川などは、水質や生態系の保全、親水性に配慮した整備により、美しい水辺空間を創出します。
方針5)	地域固有の歴史や文化を継承するための歴史的風致の保全・活用
○	地域固有のまち並みや歴史を物語る街道・施設などは、地域の誇りや個性として保全し、その魅力を継承します。

図3-3-3 分野別の方針

(3)浜松市景観形成基本計画（平成20年(2008)11月策定）

浜松市景観条例第6条に基づき、本市の景観形成に関する取組みの体系や基本的な方向性を示すとともに、景観法第8条に基づく景観計画の指針となる計画である。

「水と緑とまち並みを はままつの心で織りなす 景観づくり」を景観形成の目標に、5つの基本方針を掲げ、そのうちの1つを「地域の生活文化や歴史を反映した 暮らしの景観を保全・育成する」とし、地域の歴史に着目した景観形成の指針を示している。

■景観形成の目標

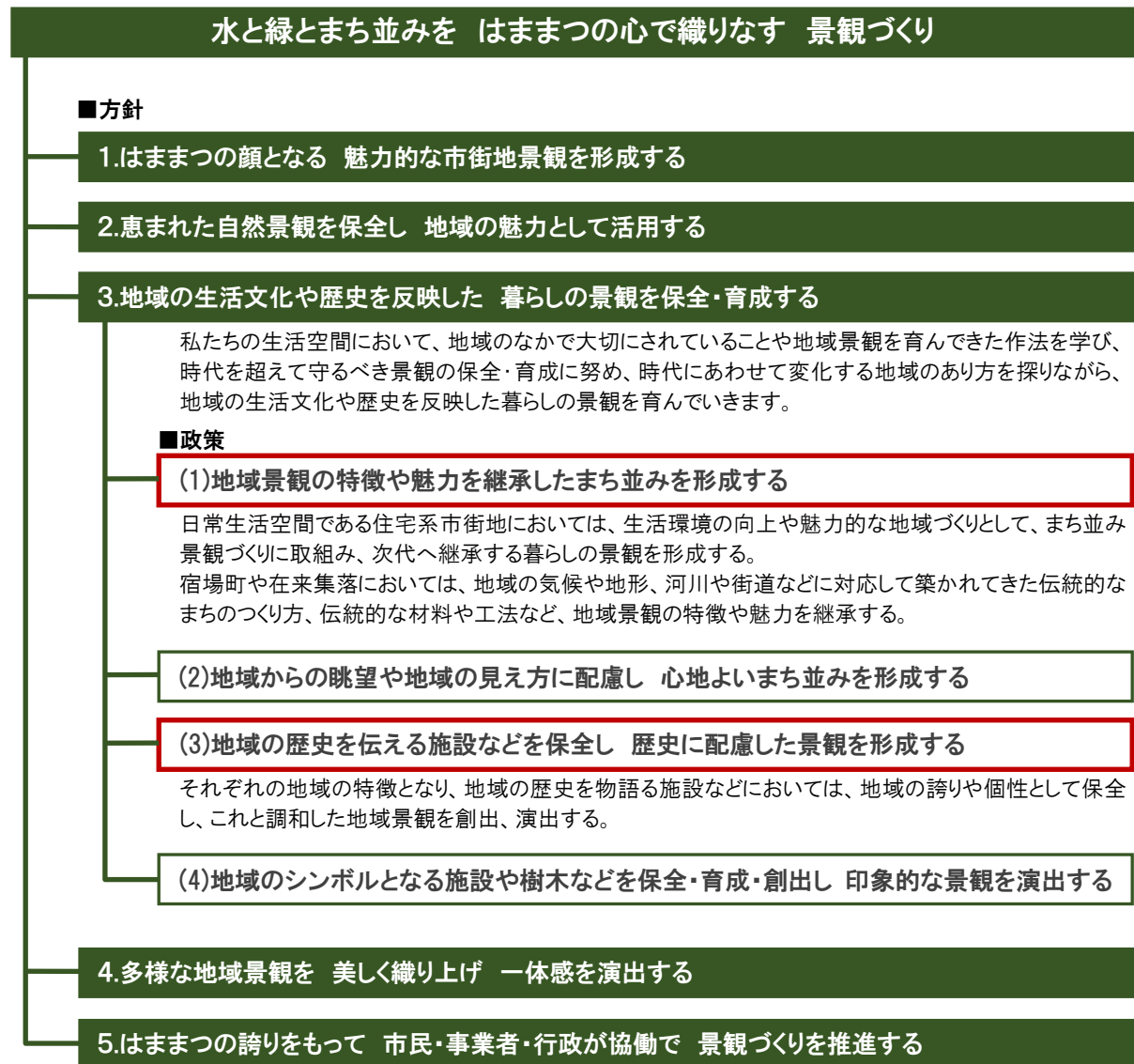


図3-3-4 景観形成の目標と方針及び政策の体系

(4)浜松市景観計画（平成 26 年(2014)12 月変更）

本市では、良好な景観づくりを推進するため、景観法に基づき平成 20 年(2008)11 月に本計画を策定し、市域全域を景観計画の区域として定め、基本方針のなかで「地域の生活文化や歴史を反映した暮らしの景観を保全・育成する」としている。

これを踏まえ、本計画では市内を地域区分し、地域別の景観形成基本方針を示している。また、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項などを示すとともに、重点的に景観の形成を進めていく地区として、景観重点地区(都田テクノポリス工業地区)を定めている。

表3-3-1 区域・地域別の景観形成基本方針

区域	地域	景観形成基本方針
環浜名湖	浜名湖岸地域	雄大で美しい浜名湖の景観を保全・育成し、産業・レクリエーションの場として活用した魅力的なまち並み景観を形成する。
	奥浜名地域	都田川扇状地を囲う緑地景観を保全・育成し、身近な緑地景観に調和したまち並み景観を形成する。
北部山地	北部森林地域	季節感あふれた森林景観を保全・育成し、これと調和した魅力的なまち並み景観を形成する。
	中山間地域	暮らしや伝統文化、産業を伝える施設や街道筋の景観を保全・育成し、歴史ある個性を活かしたまち並み景観を形成する。
	天竜市街地	平野と山地を結ぶ交易の拠点として、歴史に育まれた景観を保全・育成し、集積とまとまりのある魅力を継承したまち並み景観を形成する。
三方原台地	台地北部地域	防風林や散居形式の集落などの空間が広がる景観を保全・育成し、これと産業技術拠点が調和したまち並み景観を形成する。
	台地南部地域	特徴的な斜面緑地や佐鳴湖の景観を保全・育成し、身近な自然と暮らしが調和したまち並み景観を形成する。
天竜川扇状地	市街地周辺地域	河川や農地、歴史ある街道沿いのまち並みなどが共存する景観を保全・育成し、それぞれの地域の個性を活かしたまち並み景観を形成する。
	浜北市街地	広々とした扇状地平野の中の拠点市街地として、にぎわいのある魅力的な市街地景観を形成する。
都心		風格と活力を備えた、魅力ある都心のまち並み景観を形成する。
駅南・遠州灘沿岸	浜松駅南部連担市街地	田園風景や連担市街地などが共存する景観を保全・育成し、それぞれの地域の個性を活かしたまち並み景観を形成する。
	遠州灘沿岸地域	美しい砂丘や松林の景観を保全・育成し、身近な自然景観に調和したまち並み景観を形成する。



図3-3-5 区域・地域区分

(5)浜松市文化財保存活用地域計画（令和3年(2021)7月作成）

本計画は、本市における文化財の特徴をまとめるとともに、文化財の保存と活用の方針を定め、今後10年間で実施する具体的な取組・事業を示すもので、本計画に基づき自然・歴史・文化を活かしたまちづくりを進めることで、浜松市総合計画・基本構想「浜松市未来ビジョン」に掲げる都市の将来像「市民協働で築く『未来へかがやく創造都市・浜松』」の実現に資することを目的としている。

計画書では、地質や文化圏、自然環境といった地域特性と、交通や気風といった諸特性を背景に、天竜川平野と三方原台地の地域、浜名湖の周辺地域、山間地域の大きく3つに区分され、それぞれの地域で特徴的な歴史文化が育まれてきた本市の諸特性から注目すべき文化財の特徴を取り上げて12の項目に整理し、歴史文化の特徴としてまとめている。

また、現在の文化財を取り巻く状況から、本市の保存活用に関する課題を9項目に整理し、これらの課題に対する4つの方針を掲げている。また、各方針の関連強化を見据え、地域に対して文化財が継承されるように働きかけ、地域の文化財保存活用事業の自立を促し、文化財の継承、地域コミュニティの維持・活性化を支援することとしている。

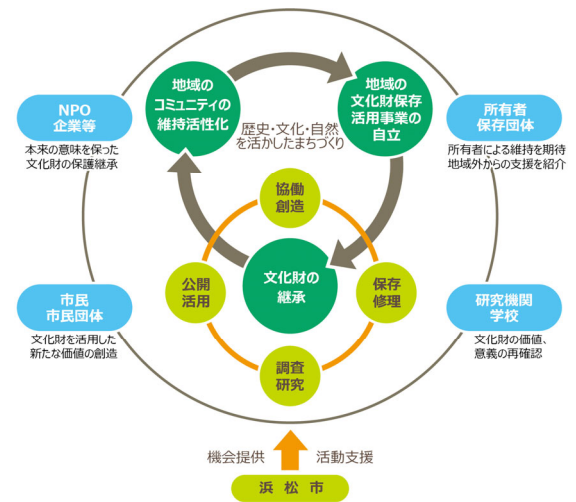
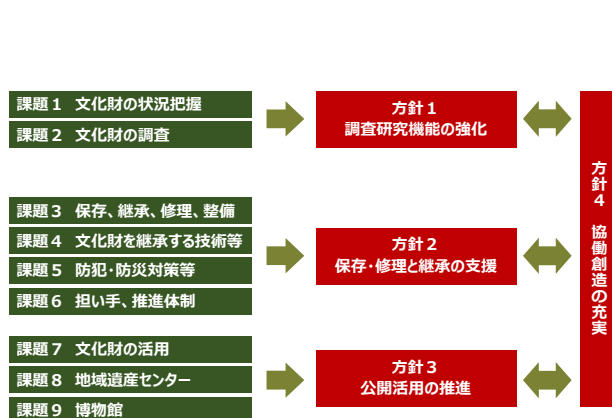


図3-3-6 文化財の保存活用に関する課題と方針の関係

図3-3-7 文化財の保存活用に関する方針

そして、本市の文化財の保存活用に関する現状と課題及び方針を踏まえた取組と事業を行うこととし、事業は恒常的に行う事業と重点的に行う事業に整理している。重点的な事業の推進のため、指定などの文化財が豊富かつ市内全域に分布のある「地域社会と古墳」「中・近世から続く祭礼・芸能」「戦国大名たちの攻防」「秋葉信仰と秋葉街道」の4つを関連文化財群として、国指定の重要文化財建造物もしくは国指定の史跡のある「浜松中心区域」「表浜名湖区域」「奥浜名湖区域」「天竜二俣区域」の4か所の地域を文化財保存活用区域として設定し、一体的かつ重点的な保存活用に取り組む計画としている。

(6)史跡二侯城跡及び鳥羽山城跡保存活用計画（令和2年(2020)3月作成）

本計画は、戦国期に造られ、織豊期に堀尾氏によって石垣を持つ城郭として整備された二侯城跡及び鳥羽山城跡の、軍事拠点と居館としての機能を分化しつつ整備された様子をよく示す城跡であり、戦国期から近世にかけての城跡の変遷と、政治・軍事のあり方を知るうえで重要な史跡であるその価値と構成要素を明確化し、適切に保存・活用していくための基本方針、方法、現状変更などの取り扱い基準などを定めている。また、二侯城跡及び鳥羽山城跡を適切に保存・管理・整備・活用し、次世代へ確実に継承するための指針について検討し、将来あるべき姿を提示するための方策を示している。

二侯城跡及び鳥羽山城跡には、往時の姿を残す土塁、堀切、曲輪、そして石垣などの遺構が多く残っており、現在でも往時の姿をしのぶことができる。計画ではこれらの遺構の保存、調査研究、さらにサインや便益施設などを含めた現状と課題の抽出を行い、二侯城跡及び鳥羽山城跡が目指す姿を具現化するために、本計画に関わる諸事業を「調査研究」「保存」「活用」「整備」「運営体制」に整理して基本方針を定めている。そして、これらの現状と課題、基本方針をふまえた活用の方向性として、徳川家康や堀尾吉晴が関与した二侯城跡及び鳥羽山城跡の歴史的価値の理解について、二氏が本拠とした浜松城や、武田・徳川の攻防の舞台となった周辺の山城との一体的な認識の必要性和、城下町として栄えた二侯地区の歴史的な関わりが深い歴史文化資源やそれを紹介する施設を連携させながら、広域的な観光客の誘致や歴史観光の回遊性の向上を図ることで活用を推進するものとしている。

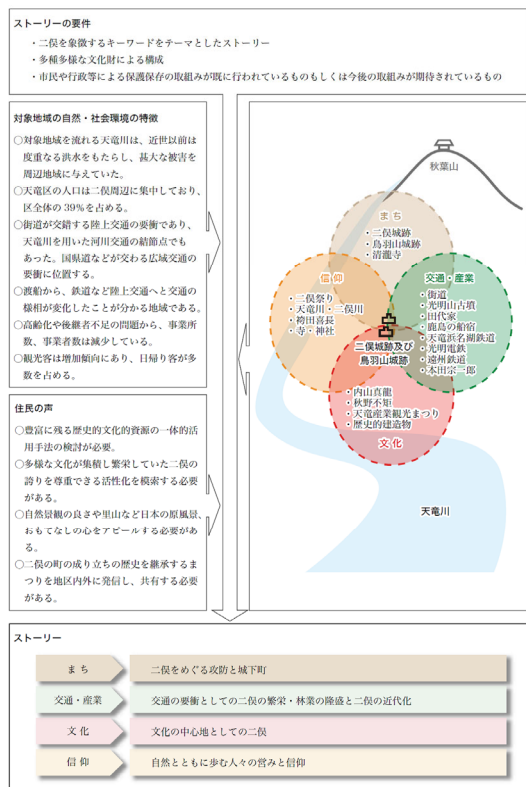


図3-3-8 保存活用におけるストーリー設定

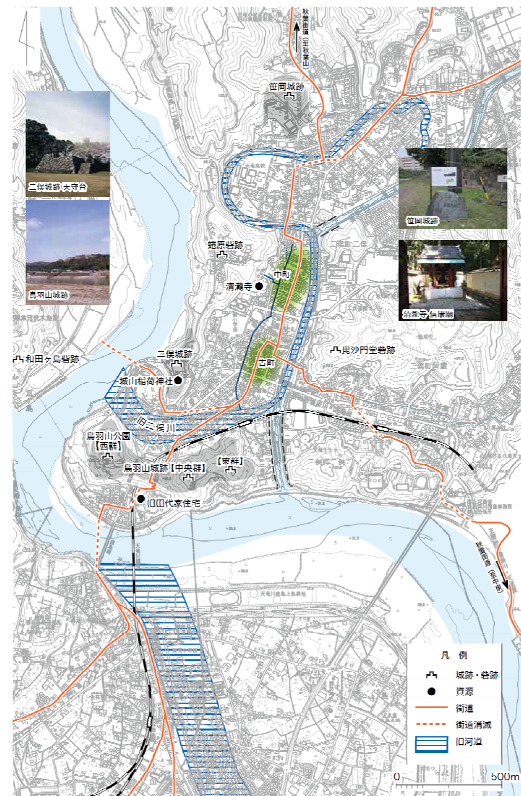


図3-3-9 二侯地域の歴史文化資源分布図

(7)浜松市農業振興地域整備計画（令和2年(2020)5月見直し）

本市では、平成21年(2009)度に農業振興地域の指定を受け、同年度に本計画を策定し、令和2年(2020)度に見直しを行った。

天竜川中流域の中山間地域、下流域の扇状地と平野部、三方原台地、そして浜名湖から太平洋の沿岸部など様々な地形と自然環境を有する市域のうち、市街化区域と森林地帯などを除いた約77,755ヘクタールが農業振興地域に指定されている。

このなかで、農業上の土地利用の方向では、「三ヶ日みかん」「三方原馬鈴薯」などのブランド力の一層の強化と「浜松パワーフード」など地域の特色を活かした食を起点とした取組を推進することとしている。さらに、恵まれた交通条件と特産物・文化・自然などの豊かな地域資源を活かした農泊など、都市との交流を促進し、農業の振興と地域活性化を図っていくこととしている。

※浜松パワーフード：浜松・浜名湖地域で生産、漁獲され「農林水産業に携わる人の想い」や「恵まれた自然環境（長い日照時間、山間地、台地、沖積地の多様な土質、沿岸、湖面、内水面の多様な漁場）」を感じることができる旬の食材。

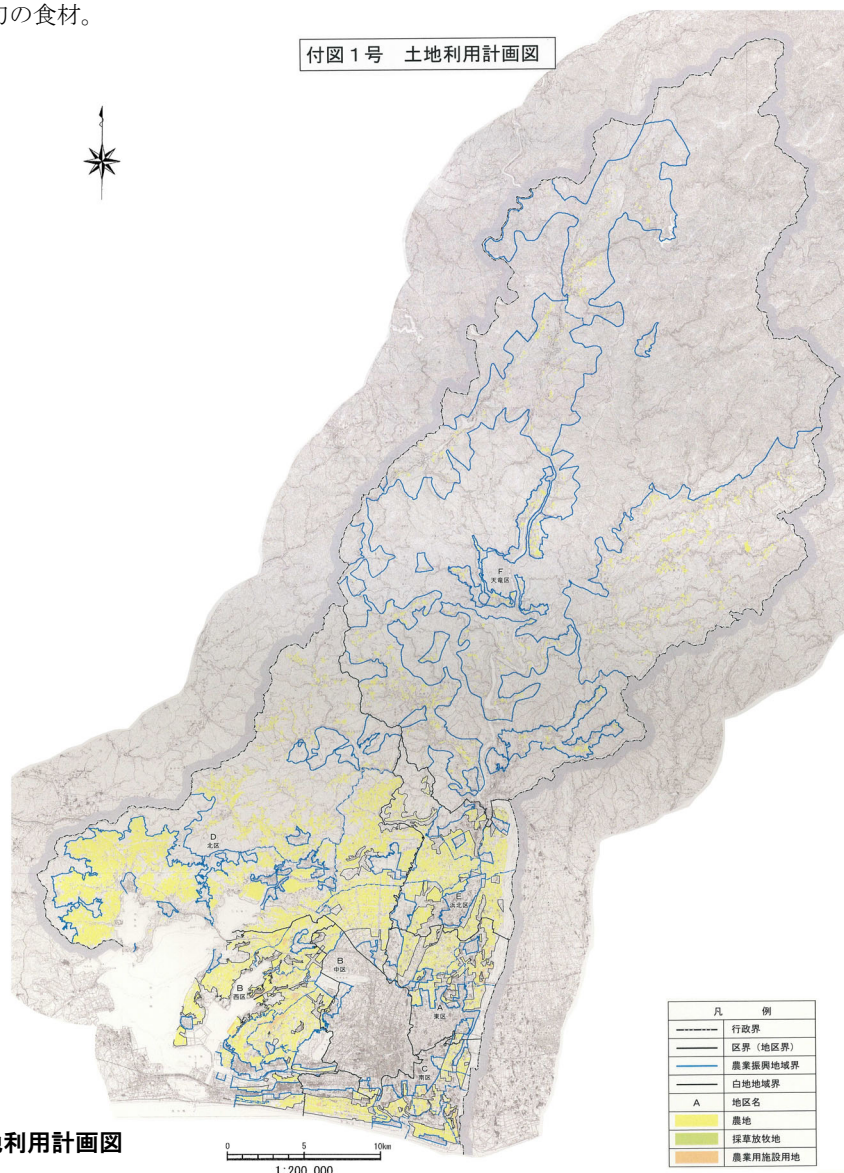


図3-3-10 土地利用計画図

0 5 10km
1:200,000

(8)浜松市農業振興ビジョン（平成31年(2019)4月策定）

本ビジョンは、浜松市総合計画を上位計画として産業経済における農業部門の個別ビジョンとして、本市農業行政の最上位に位置付けるものである。

本市の農業が持続的に発展するためには、全市民が目指すべき方向性を共有し、みんなの「暮らし」を支える農業の振興に取り組むことが必要である。さらには、農業者も経営的な視点を持って生産することが求められている。

このため、本ビジョンでは、「チャレンジ・工夫で『もうかる農業』を実現する」を基本理念に掲げ、オール浜松で農業の振興に取り組んでいくことが示されている。

なお、本ビジョンにおける「もうかる農業」とは、小規模から大規模まですべての農業者が収益を上げることにより、農業が持続的に発展することを言う。

基本方針		基本施策
「営む力」 	「経営者」の意識を醸成し、市場競争力の高いビジネス経営体を育成する 多様な人材が働きやすい環境を整える	①ビジネス経営体の育成 ②「経営者」意識の醸成 ③多様な担い手の確保
「売る力」 	戦略を明確にし、販路拡大や付加価値の創出を目指す 消費者とのつながりを強化し、相互利益を生み出す	④6次産業化やブランド化による付加価値づくり ⑤輸出販売を含む販路拡大 ⑥マーケティング戦略を持った農業者の育成 ⑦安全・安心な作物の生産と流通
「産む力」 	農地の集積・集約により強い農業経営の実現を図る 先端技術の活用や栽培技術の向上により生産性を高める	⑧安定した農地の確保 ⑨優良品種、気候変動に対応する作物の生産 ⑩ICT、省力化技術等の導入 ⑪栽培技術の継承と業務改善の実施
「守る力」 	農地の果たす多面的機能を理解し、農地を守り、農村環境を次代に伝えていく 農業生産の基盤を整備し、良好な営農環境を確保する	⑫農地の保全、耕作放棄地の解消、農村環境の維持 ⑬農業生産基盤の整備、施設の耐震化・老朽化対策 ⑭鳥獣被害対策
「地域の力」 	浜松産農産物の豊富さ・美味しさを実感し、伝えていく 自然豊かな農山村を地域資源として活用し、活気をもたらす	⑮食農教育、地産地消の推進 ⑯浜松農業の理解と情報発信 ⑰観光資源としての農山村の活用

図3-3-11 基本理念、基本方針、基本施策の体系

(9)浜松市農村環境計画（平成 23 年(2011)4月策定）

本計画は、本市の持つ多彩な環境との調和に配慮した農業農村整備事業の進め方を示す基本構想として、また、個々の整備事業を実施するにあたって、農村地域の環境を望ましい方向へ導くためのマスタープランとして策定された。

本市では、『未来に響け！ みんなで奏でる農と自然の交響曲』を基本理念に掲げ、「農」を取り巻くすべての人々がそれぞれの役割を果たすことにより、「農」の営みに育まれた様々な恵みを未来に継承し、持続的に活用していくことを目指している。

さらに、農村における環境保全は、農の営みによる生物多様性の保全と創出を基本とし、この考えに基づき、農業生産の推進、里地里山の整備・保全・利用を実施していくことが重要であることから、本計画の環境保全の基本方針を定めている。

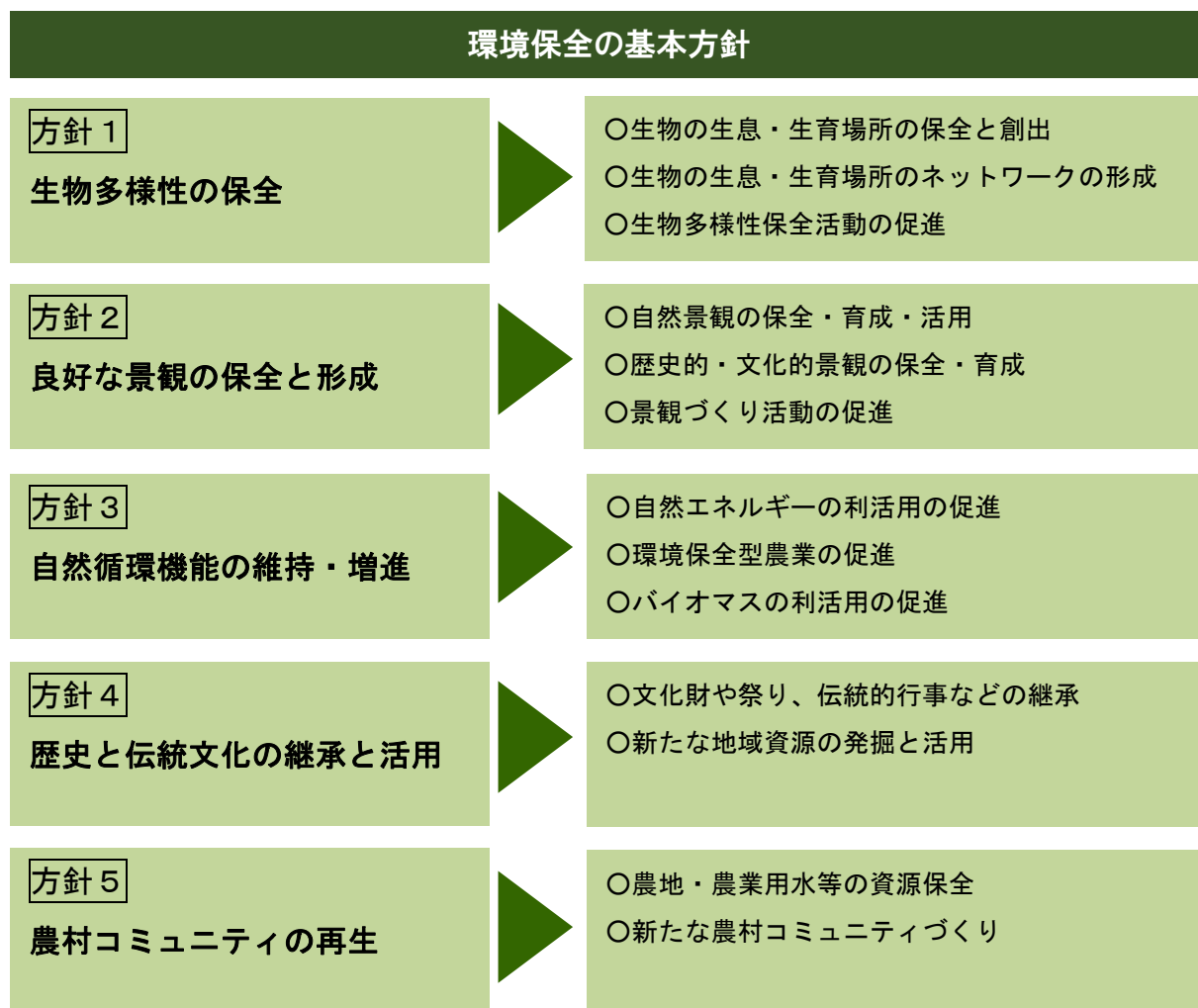


図3-3-12 農村における環境保全の基本方針

(10)第2期浜松市“やらまいか”総合戦略（令和2年(2020)3月策定）

第2期総合戦略は、令和2年度(2020)から6年度(2024)の5年間を対象期間とし、合計特殊出生率の上昇を目指すとともに、東京圏との社会移動を均衡させることにより、人口減少を抑え、長期的な人口構成の最適化を図るため、本市の特色を活かした独自性のある人口減少に対する取り組みを定めたものである。

基本目標の1つに「持続可能で創造性あふれるまち」を掲げ、市内外の人を引き寄せる都市の魅力を生み出し、高めていくため、市内の歴史遺産の活用や歴史・文化資源の活用、整備に取り組むとしている。

基本目標Ⅲ 持続可能で創造性あふれるまち



◎誰もが引き寄せられる都市の魅力を創出

「浜松に住み続けたい!!」「浜松で暮らしたい!!」

【若者がチャレンジできるまち】を創り、【子育て世代を全力で応援するまち】を推進しても、浜松に魅力を感じ、浜松を愛し、浜松に暮らし続けてくれないければ、すべての取り組みが一過性のものとなる。

利便性が高く、コンパクトでメリハリの効いた、次世代にツケを残さない、人口減少時代に合ったまちづくりを進めるとともに、いつまでも、安全・安心な暮らし、にぎわいのある生活環境、誰もが居場所と役割を持ち活躍できる地域社会など、自然や日常の豊かさを実感できるまちづくりを進めることで、市内外の人を引き寄せる都市の魅力を生み出し、高めていく。

また、SDGs の理念である持続可能で多様性のある社会の実現のため、SDGs の浸透を図り、経済・社会・環境が調和した統合的取り組みを推進する。

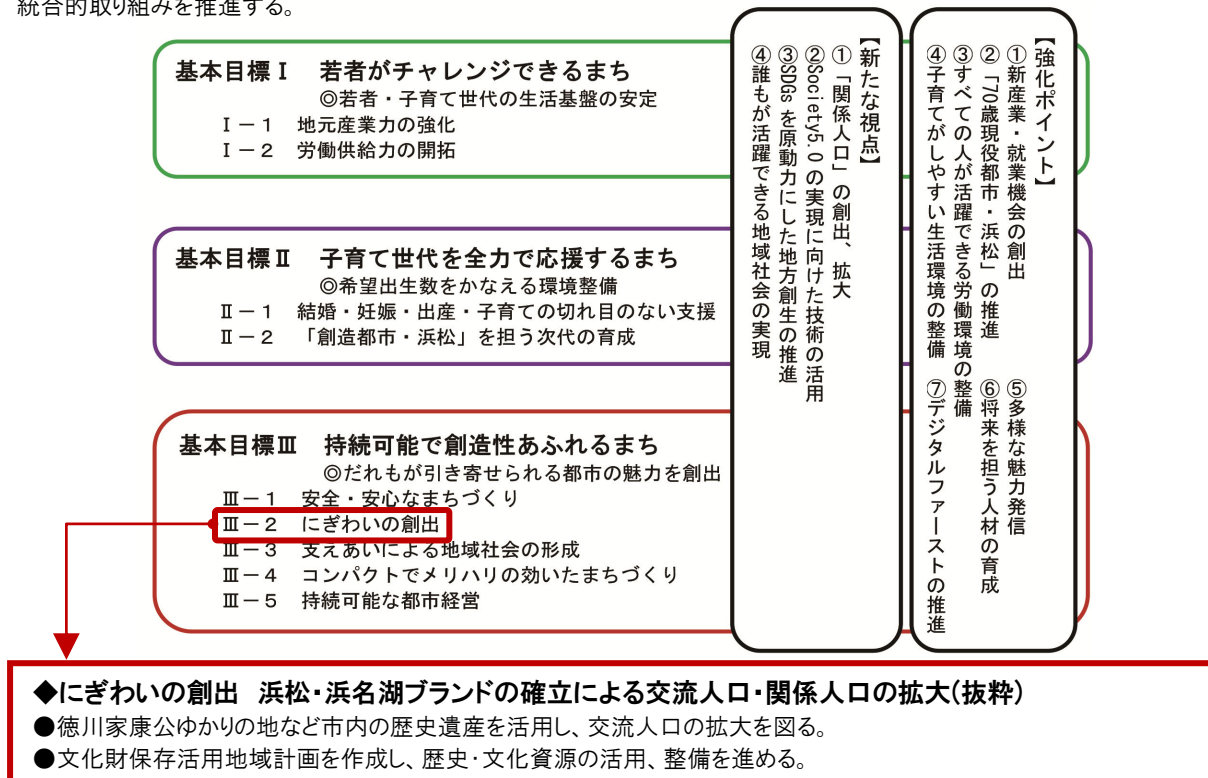


図3-3-13 基本目標と政策・施策(抜粋)

(11)浜松市観光ビジョン（平成30年(2018)4月策定）

本ビジョンは、浜松市総合計画の分野別計画であり、本市の観光政策の指針となるものである。本ビジョンは観光を取り巻く環境の急速な変化を踏まえ、長期的な視点を持ちつつ、中期的な取組の指針とするため、計画期間は、平成30年度(2018)から令和4年度(2022)の5年間とし、目指す姿と目標値を定めている。

目指す姿については、その経済的観点において、本市の特長を最大限に生かしつつ、“浜名湖”を中心とした観光資源を世界レベルに磨き上げ、地域全体で観光関連産業の主要産業化を目指すとし、社会的観点においては、市民が地域に愛着や誇りを持ち、地域の魅力を自ら発信していくという好循環を形成するとしている。

そうしたなか、4つの推進施策を掲げ、具体的取組を進めていくこととしている。

■目指す姿

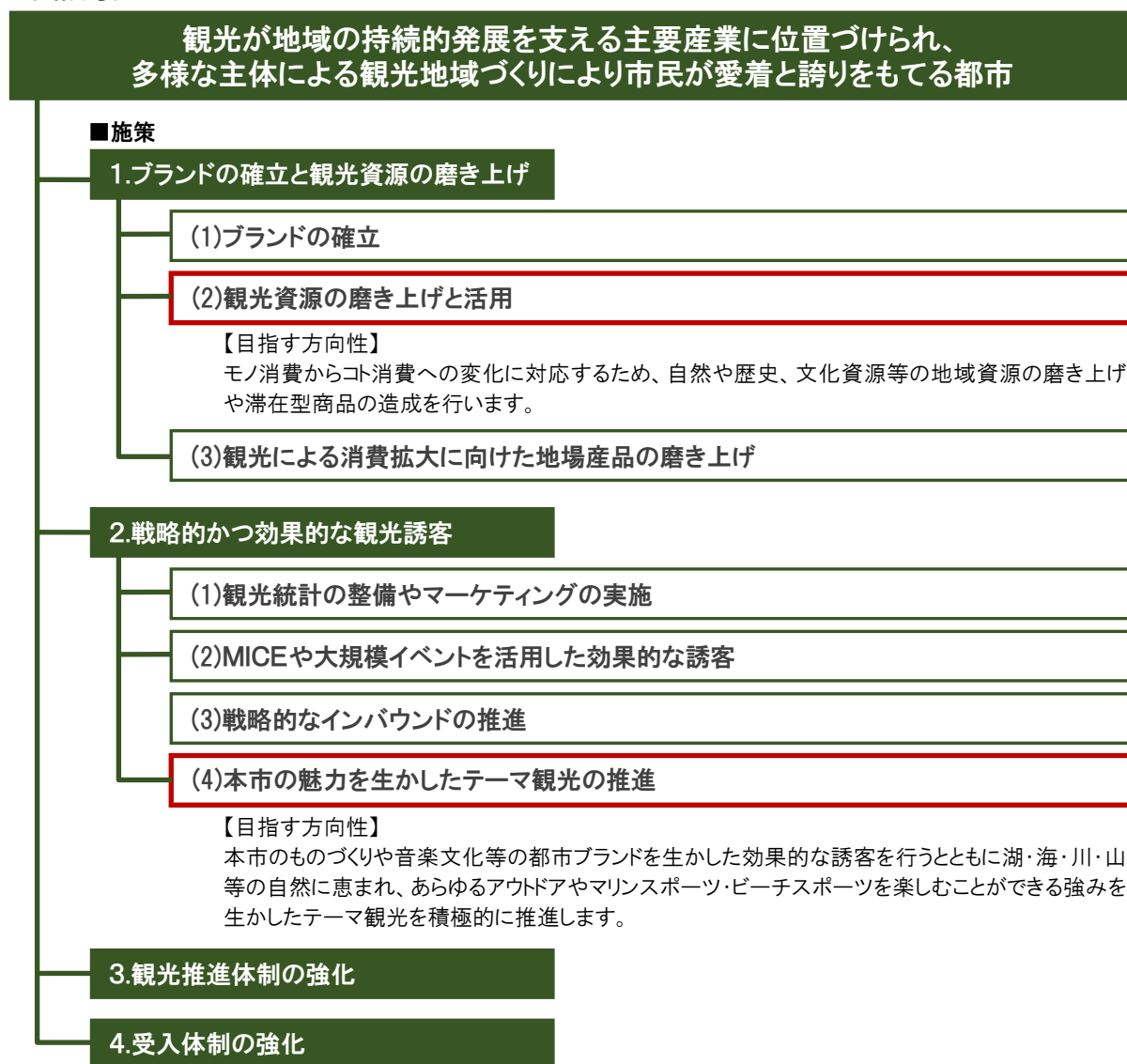


図3-3-14 推進施策の体系

(12) 浜名湖観光圏整備計画（平成31年(2019)4月策定）

浜名湖は、約800種を数える水産物、入り組んだ地形が織りなす四季折々の美しい風景、100年以上の歴史を有する伝統漁法「たきや漁」、さらにはビーチ・マリンスポーツなど多様な資源を有している。また、周辺の地域でも、うなぎをはじめとしたグルメ、湖岸のサイクリング、浜名湖を眺めながらの温泉に加え、美しい庭園を有する神社仏閣、アウトドアを満喫できる河川や山々など、多種多様な資源があふれている。

本計画では、旅行者がこれら多様な資源を自由に組み合わせ、この地域ならではの生活や文化を織り交ぜながら自分好みの旅を創りあげ、心行くまで満喫することで、多くの旅行者の高い満足度とその評価の発信が、地域住民に自身の暮らす地域に対する愛着と誇りを抱かせ、さらなる良い観光地域づくりにつながる好循環を生み出せるよう、圏域が一丸となって取り組んでいく方針や事業などが示されている。

■ 観光圏事業のテーマ

- (1) マーケティングに基づく観光地域づくり
- (2) 宿泊施設の魅力向上
- (3) 滞在コンテンツ・プログラムの造成・提供
- (4) 二次交通など移動手段の確保
- (5) 地域内外への統合的な情報発信
- (6) 多様な主体の連携による地域一体の取組
- (7) 地域住民の理解と関与
- (8) インバウンドの推進



図3-3-15 浜名湖観光圏の区域(主たる滞在促進地区周辺の拡大)

(13)浜松市公共施設等総合管理計画（令和3年(2021)4月改訂）

本市の所有するすべての資産を対象に、資産の見直しや活用、運営管理、処分などに関するプロセス全般を資産経営と位置付け、平成27年度(2015)以降における資産経営を長期的かつ着実に推進するための羅針盤として本計画を定めている。

これからの資産経営の基本的な考え方として、「見直すべきところは見直し、投資すべきところは積極的に投資する、そして、活用できるものは最大限活用する」ことにより「保有する財産」から「活用する資産」への意識転換を進め、デジタルの力を最大限活かして、安全・安心で質の高い市民サービスの提供と持続可能な行財政運営を両立することが重要との考えを示している。

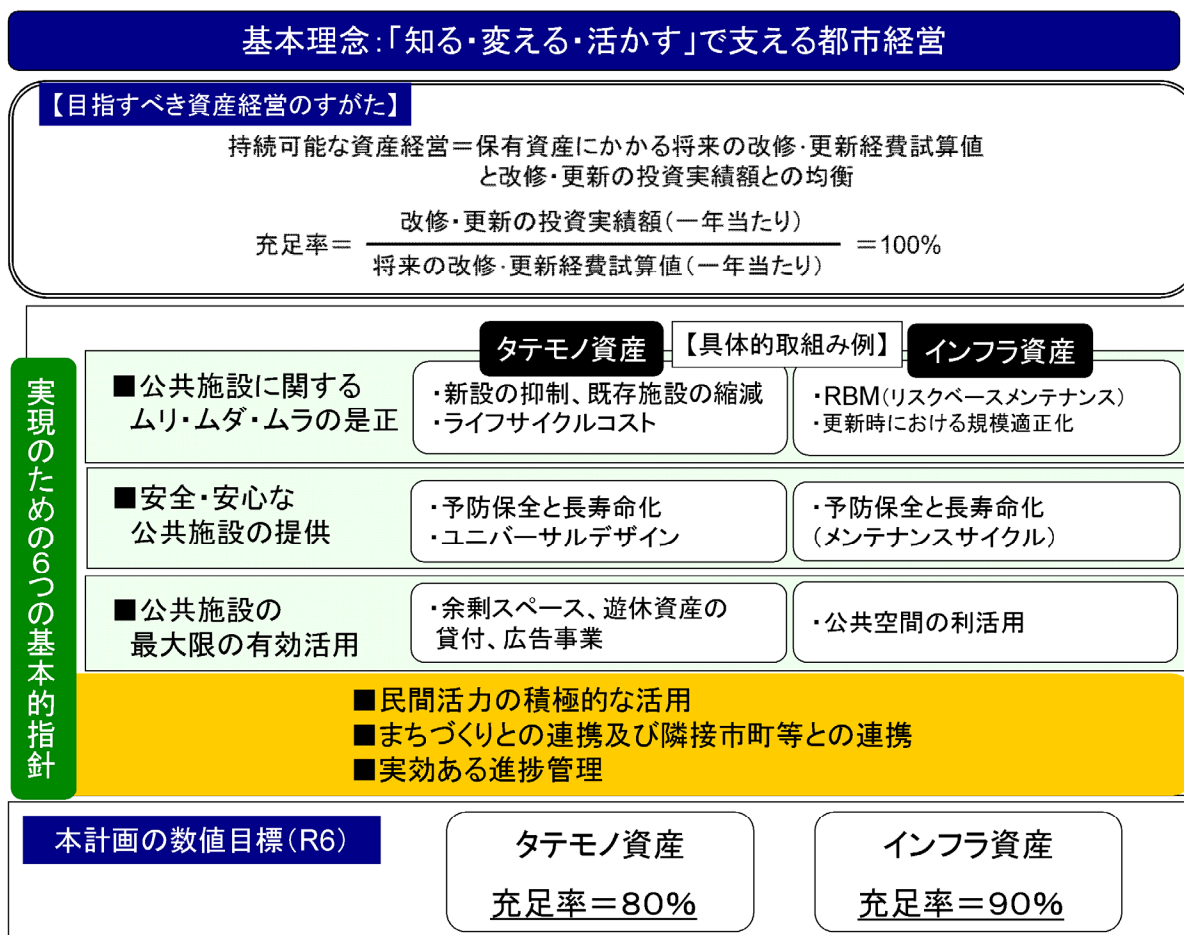


図3-3-16 これからの資産経営の基本的な考え方

(14)第2次浜松市中山間地域振興計画（平成27年(2015)4月策定）

本計画は、浜松市総合計画を上位計画として、中山間地域振興の施策や市民活動の指針となる理念型の計画であり、中山間地域の抱える課題を市民が共有するとともに、持続的な成長発展につながる効果的な施策の方向性を提案している。

このなかで、重点方針の1つに「地域をプロモーションする～地域の魅力を生かして賑わいを再生します～」を掲げ、「歴史的・文化的資産を活用した地域づくり」、「地域資源を強みにした誘客の促進」を主要施策としている。

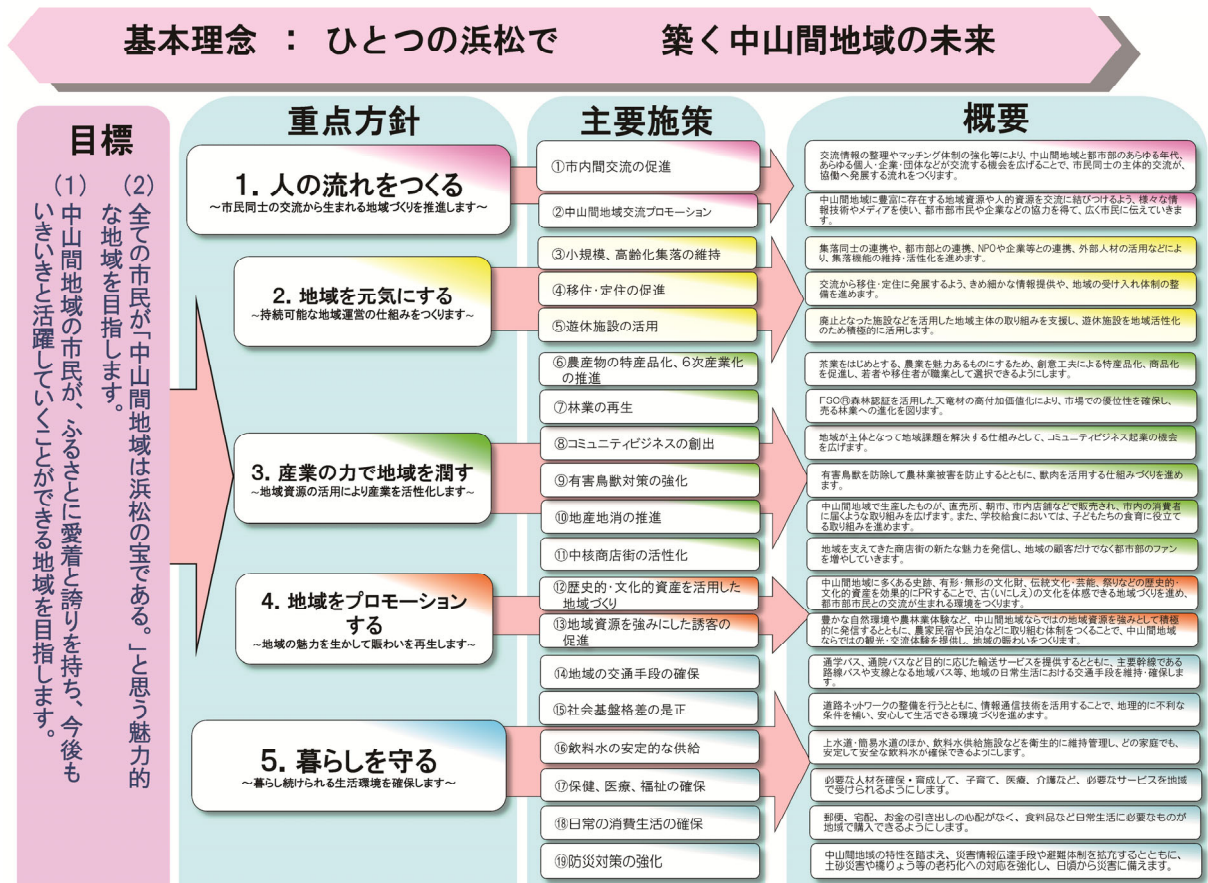


図3-3-17 重点方針・主要施策体系

(15)浜松市文化振興ビジョン（令和2年(2020)3月策定）

本ビジョンでは、基本目標を「文化で市民の幸せを創り出す都市」と設定し、この基本目標が達成された具体的な状態のイメージを、「①誰もが気軽に多様な文化を楽しむことができる」、「②文化が暮らしの豊かさを高め、都市の活力となっている」、「③市民が地域独自の文化に対して誇りを感じている」としている。

またビジョンでは、この基本目標を達成するための取組の方向性を基本方針として示し、それぞれの基本方針に基づく施策の方向性を設定している。

特に、「1-2. 伝統的、歴史的文化の保存と継承支援」、「2-2. 文化芸術と観光・産業等との連携」及び「3-3. 多様な文化の豊かさの発見と文化資源の活用」は、本市の歴史や伝統、歴史資源などに着目した施策となっている。

■浜松市文化振興ビジョンの基本目標

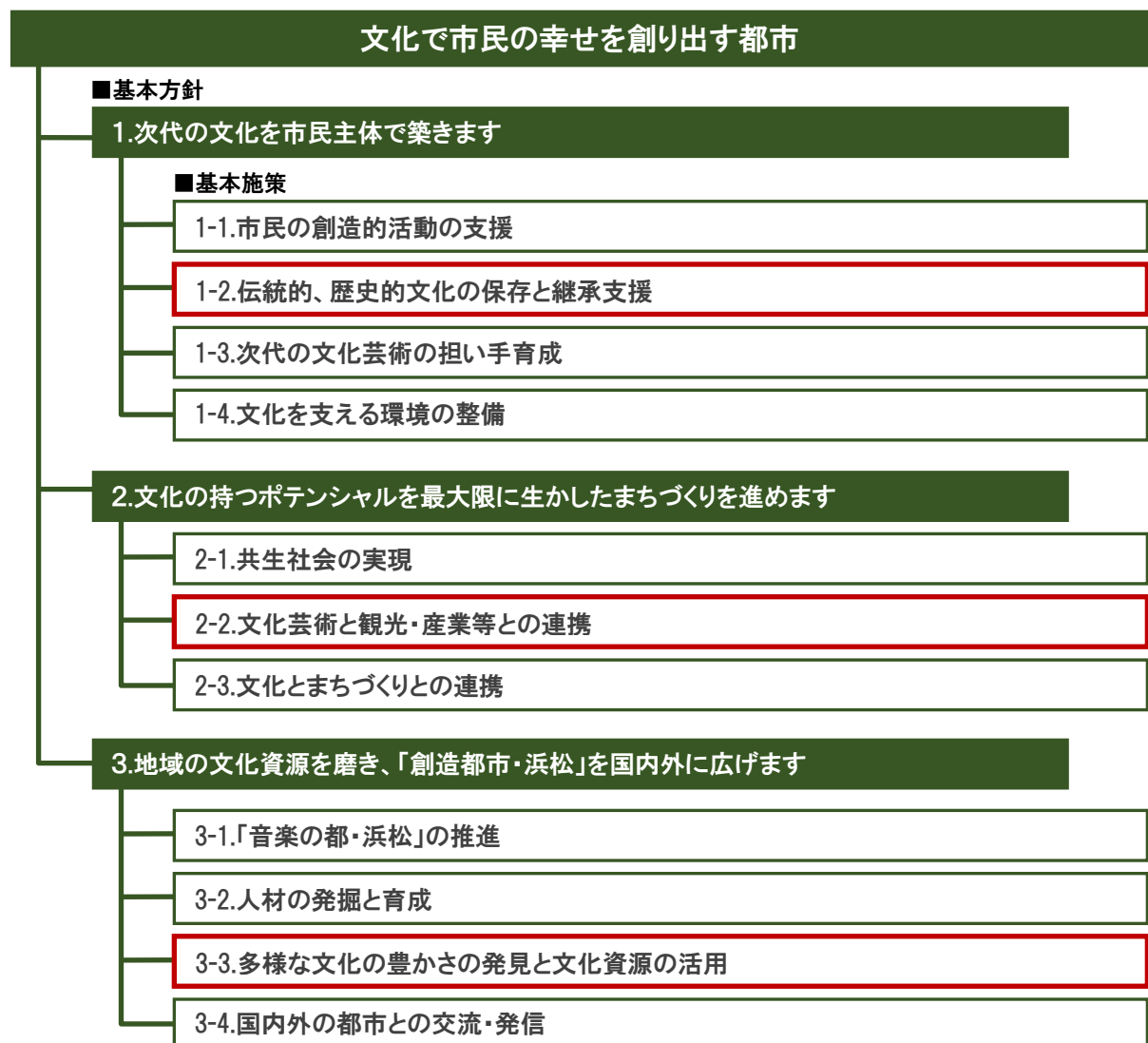


図3-3-18 ビジョンの基本目標と施策の方向性

(16)「創造都市・浜松」推進のための基本方針（平成25年(2013)3月策定）

本市は世界に誇る多くの起業家や産業技術を創出してきた創造都市であり、浜松市総合計画には、都市の将来像として「市民協働で築く『未来へかがやく創造都市・浜松』」を掲げている。本方針は、この創造都市の意義を明確にするとともに、本市が有する創造性を源泉とする事象を挙げながら、目指す創造都市の姿や実現のための取組イメージを示すものである。

本市に求められていることとして、「持続発展的な魅力あるまちづくり」、「市民の都市に対する誇り・愛着の醸成」、「地域文化の振興、歴史・伝統芸能の継承」などが挙げられ、本市の潜在能力として「歴史的・伝統的文化資源の蓄積と多様性」、「地域文化や歴史に関心を持つ市民の増加」などが挙げられている。

■第2次浜松市総合計画に掲げる都市の将来像

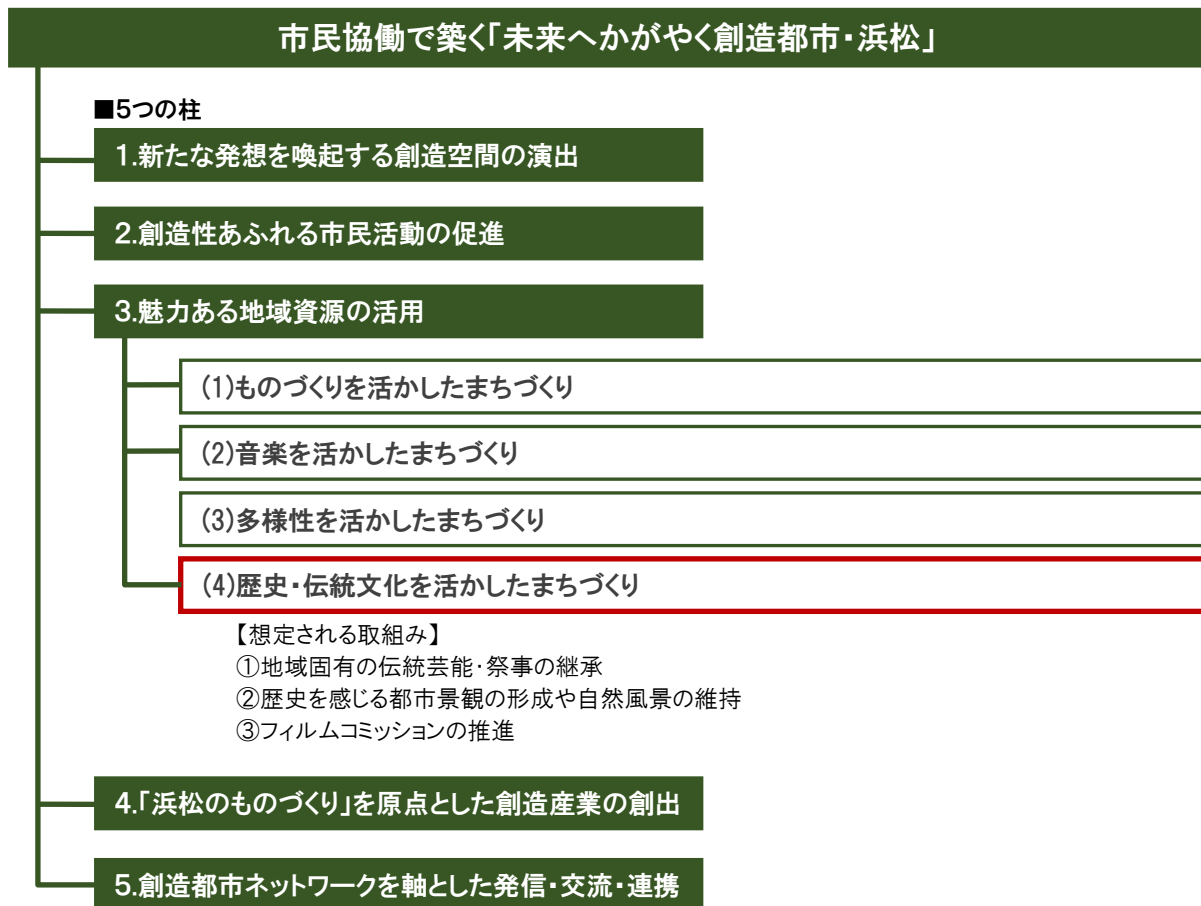


図3-3-19 取組みの方向性と浜松市を創造都市へとけん引するプロジェクト

(17)第2次浜松市環境基本計画（令和2年(2020)4月改定）

本市では、環境の保全と創造についての基本理念を明らかにすることを目的として、平成10年(1998)に浜松市環境基本条例を制定し、これに基づき環境基本計画を定めた。平成27年(2015)3月に策定した第2次計画から5年が経過し、SDGsやパリ協定、海洋ごみ問題など、策定以降の社会情勢の動向を踏まえて改定を行った。

本計画では、生活の安全の確保、人や都市機能などの集約化、自然の保全・再生、エネルギーの地産地消による自給率の向上により、「誰もが安心してくらせる住み心地良さ」を高めることで、多くの人が住んでみたい、多くの企業が進出したい、都市としての良好なイメージを確立し、豊かな自然・人々の暮らし・都市の成長が調和した、未来へ「ツナグ」環境共生都市を目指すとしている。



図3-3-20 環境の将来像を達成するための方針

(18)浜松市総合交通計画 2010-2030（令和3年(2021)3月改定）

本計画は、浜松市総合計画に即して策定する浜松市都市計画マスタープランの一分野として、本市の目指すべき将来都市像の実現を支える交通に関する「あるべき姿」とその実現に向けた「取り組み」を示している。

「将来の交通」が市民や来訪者などの日常生活や産業経済活動などの様々な場面で役立つものにしていくため、市民の「暮らし」をキーワードとして、交通ビジョンを設定している。

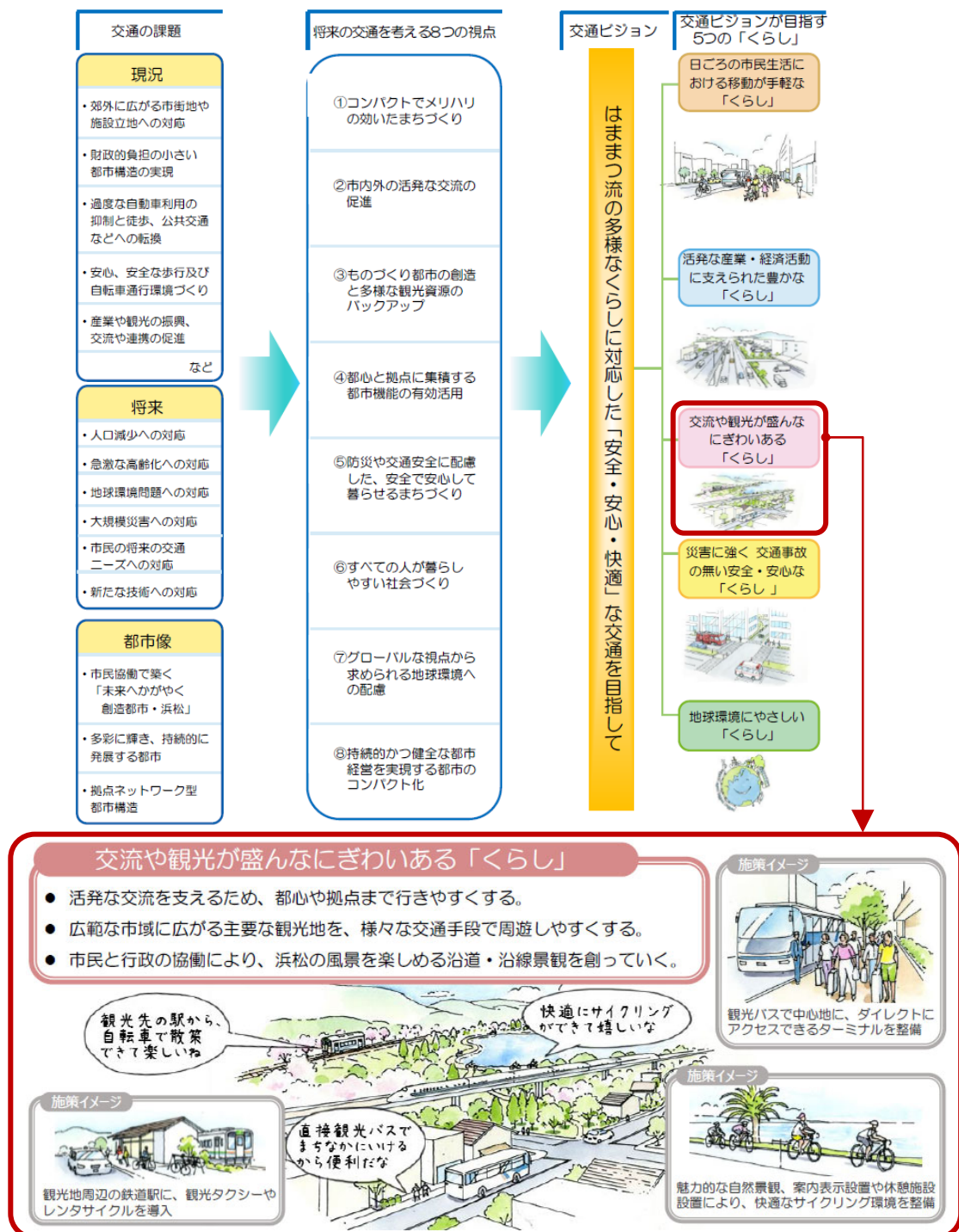


図3-3-21 「交通ビジョン」が目指す「5つの暮らし」及び「暮らしのイメージ」に基づく交通施策

(19)浜松市緑の基本計画 2021-2030（令和3年(2021)3月策定）

本計画は、「みどりによって持続的に発展するまち・浜松 ～みどり生活を愉しみ、暮らしもまちも豊かな浜松へ～」を掲げ、次のアプローチで実現を目指している。

1. みどりが有する多様な役割・機能を最大限引き出し、発揮させることによって「みどりによってまちづくりの課題の解決に貢献する」（パブリックアプローチ）
2. 市民一人ひとり、あるいは、個々の事業者が、みどりとのつきあい方をライフスタイルや事業活動にまで高めることで「みどり生活を愉しむ」（プライベートアプローチ）

■浜松市緑の基本計画の目指す姿

みどりによって持続的に発展するまち・浜松 みどり生活を愉しみ、暮らしもまちも豊かな浜松へ

■基本目標

1. 浜松の環境ブランド力をみどりで高める

■施策方針

1. 森林の適切な管理により公益的機能の発揮を促す
2. 多様なみどりを保全して生物多様性を確保する
3. みどりによって都市環境を改善する
4. 豊かさを実感する健全な水環境を形成する
5. みどりにふれあえる場・機会を創出する

■施策

地域の歴史と一体となったみどりとふれあえる場・機会の創出
 ・浜松城、二俣城、鳥羽山城等の城跡や神社仏閣、遺跡、古墳、名所旧跡など

2. 地域のつながりや豊かな心のみどりで育む

1. 多様な利用ができる身近なみどりを確保する
2. 浜松固有のみどりを未来へ伝える
3. 多様な市民のみどり生活を後押しする

地域の歴史・文化の継承

・歴史的価値のある施設、城址、景勝地と一体となったみどりを保全し、歴史的なまちづくりへ活用する。
 ・歴史資源と一体となったみどりを適切に保全・育成するために、蜷塚公園、伊場遺跡公園など、歴史公園のあり方や充実について検討を進める。
 ・民俗芸能を古くから育み、それらの舞台となっているみどりの保全と活用を推進する。
 ・旧東海道と姫街道の松並木を保全・育成する。
 ・三方原台地開拓の歴史を伝える三方原防風林は、市民協働による保全活動を推進する。

3. 安全・安心な暮らしのみどりで支える

4. 経済の持続可能な発展のみどりが牽引する

1. コンパクトで暮らしやすい持続可能な都市を形成する
2. 浜松の農業・林業を振興する
3. みどりを活かして観光交流を促進する
4. みどりによって都心に賑わいを生み出す
5. みどりによって都市ブランド力、愛着心を向上する

みどりを活かしたテーマ観光の創出

・浜松城跡、二俣城跡、鳥羽山城跡など歴史的な資源を活用した特色ある公園の整備を推進する。

地域の歴史・文化を感じられるみどりの保全

・山辺の道、文化財と一体となったみどり、神社仏閣、古庭園、旧東海道松並木、三方原防風林など

図3-3-22 緑の基本計画の基本目標と施策体系

(20)第2次三遠南信地域連携ビジョン（平成31年(2019)3月策定）

愛知県東部の東三河地域、静岡県西部の遠州地域、長野県南部の南信州地域を範囲とする三遠南信地域は、天竜川など中央構造線の川筋、谷筋に沿って、かつては「塩の道」を行き交う人々が海と山との交流を育み、民俗芸能をはじめとする特色ある文化のつながりを築いているなど、多様な自然環境、特色ある歴史、文化を有している。

こうしたなか、テーマを「三遠南信流域都市圏の創生」とし、基本方針3で地域資源の新たな価値を見出し、保存、継承と活用、発信を行うことで流域文化創造圏の形成を目指すとしている。

基本方針	推進方針
1  中部圏の中核的都市圏となる地域基盤の形成	I 人と物の交流促進 <ul style="list-style-type: none"> ● 交流を促進する道路交通網の整備・活用 ● 交流を促進する鉄道交通網の整備・活用
	II 情報の交流促進 <ul style="list-style-type: none"> ● 情報通信技術の高度化に伴う基盤の整備 ● 県境を越えた情報共有の推進
2  革新を取り込む産業創造圏の形成	I 既存産業の活力増進 <ul style="list-style-type: none"> ● 人材・労働力の育成・確保 ● 広域的な産業連携の促進 ● 流域自然資源の広域的な有効利用
	II 産業創造力の強化 <ul style="list-style-type: none"> ● 企業誘致と特徴ある産業クラスターの形成 ● 技術革新に対応した新産業の創出 ● ソーシャルビジネスの育成と起業支援
3  流域文化創造圏の形成	I 多様な地域資源を活かした広域観光の推進 <ul style="list-style-type: none"> ● 広域観光プロモーションの推進 ● 広域観光を推進するネットワークづくり
	II 地域固有の文化財や自然環境の保存と継承 <ul style="list-style-type: none"> ● 文化財の保存・活用 ● 環境保全活動の推進 ● 流域文化の普及と人材の育成・確保
4  安全安心な広域生活圏の形成	I 地域住民の安全安心の確保 <ul style="list-style-type: none"> ● 広域的な医療や福祉の連携 ● 広域的な健康づくり事業の推進 ● 広域防災体制の充実
	II 定住推進モデルの形成 <ul style="list-style-type: none"> ● 移住・定住事業の広域連携の推進 ● 未利用施設などの広域的な有効利用
5  地域の持続的発展に向けた人材集積地の形成	I 次世代を担う人材の育成・確保 <ul style="list-style-type: none"> ● 地域を担う人材の育成 ● 持続的発展を支える人材の確保 ● 人材交流の促進
	II だれもが輝く地域づくり <ul style="list-style-type: none"> ● 多文化共生の基盤づくり ● 女性や高齢者の社会参画の促進

図3-3-23 地域連携の方針

3-4.歴史的風致の維持及び向上に関する方針

歴史的風致の維持及び向上に関する方針は、前項「3-2.歴史的風致の維持及び向上に関する課題」を踏まえて、以下に示す4つの方針に整理する。

(1)歴史的建造物の保存・活用の推進に関する方針

指定・登録文化財については、所有者と連携して適切に保存する。損傷の早期発見に努め、文化財としての価値や歴史の真正性を損なうことのないような修理を徹底する。個別の保存活用計画についても、優先度を勘案しながら順次、策定を進める。

また、建造物所有者の負担を軽減するため、各種の補助制度を活用し、技術的・財政的支援を行うほか、所有者の相談に応じるとともに調査研究を行う「文化財保存活用支援団体」(文化財保護法第193条の3)の指定も検討していく。

このほか、平成28年度(2016)から開始した浜松地域遺産制度(認定文化財制度)を活用して、歴史的建造物の価値を周知し保護意識の高揚に努めるとともに、新規指定の可能性を検討するなど、適切な保存を図っていく。

歴史的建造物の活用の面では、必要に応じて耐震化、便益施設の整備やユニバーサルデザイン化を進め、来訪者の安全性、利便性及び快適性の向上を図ることとする。

(2)歴史的建造物の周辺環境の保全と向上に関する方針

市域全域において、良好な景観の形成に向け、引き続き景観計画による建築物や屋外広告物などの規制誘導を進めるとともに、各種まちづくり施策との連携を図りながら、歴史的建造物周辺の歴史的な集落やまち並みの保全に努める。

また、調査や検証が十分でない歴史的な集落やまち並みについては、文献史料や踏査などによる調査を実施し、その成り立ちと価値の把握に努める。

このほか、歴史的な集落やまち並みを阻害する建築物などの美装化を実施し、外国人観光客を引きつける地域固有の観光資源としての磨きあげを図る。

(3)歴史や伝統を反映した人々の活動の継承と活性化に関する方針

伝統行事や民俗芸能の担い手を育成するため、若年層を対象として活動に触れる機会の創出を図り、地域への愛着や誇りを育むことにより将来の担い手の育成を図る。

また、「浜松市無形民俗文化財保護団体連絡会」をはじめとする伝統行事・民俗芸能の保存会の継承活動を活性化するため、公開・普及啓発イベントを開催するなど活動を披露する機

会を提供することで、市民への認知を高める。

このほか、伝統行事や民俗芸能のプロモーションを積極的に進めることで、外部の理解者・協力者といった関係人口を増やし、地域の継承意欲の高揚を図る。

さらに、歴史と伝統を反映した人々の活動は、地域単独で継承していくには困難な状況になることが見込まれるため、行政をはじめ多様な主体の参画と協働を推進するとともに、各種助成制度を活用するなど必要な支援を行う。

(4)歴史文化を活かした観光振興・地域活性化に関する方針

市民や来訪者が歴史的風致の価値を知り、認識を向上するためには、歴史的風致を構成する文化財への理解を深めることが重要である。このため、本市が所有又は管理する文化財の公開や、地域に分布する未指定文化財の把握を進め、これらの文化財を巡る回遊性の向上に向けた、ストーリー性のある周遊ルートの情報や関連性が高い文化財群の情報を発信し、市民や来訪者が文化財や歴史的風致に親しむ機会を提供する。あわせて、マップ類の作成、市WEBサイトの充実などを図ることで、歴史的風致の認識を高めていく。

また、文化財や歴史文化の案内看板については、老朽化対策が遅れているため、記載内容や意匠の見直しを含めた改修を進めるとともに、外国人観光客にも対応した多言語化を進めることで、来訪者の受け入れ環境を整える。

さらに、多様化する歴史文化の学習ニーズへの対応として、浜松市博物館や地域遺産センターなどの公共施設を調査研究・普及啓発の拠点として、歴史文化に触れられる企画展示や各種講座を開催するとともに、SNS などによる情報発信を進めていく。このほか、歴史的風致を構成する建造物や活動の価値を伝えるためのシンポジウムを開催するなど、継続的な調査研究、情報収集・発信、公開・展示、普及啓発を行うことで、文化財など歴史的風致の認識を積極的に高めていく。

3-5.歴史的風致維持向上計画の実施体制

本計画の推進にあたっては、計画策定を担っていた「浜松市歴史的風致維持向上計画策定庁内検討会」を「浜松市歴史的風致維持向上計画推進庁内会議」と改編し、行政内部における計画の進行管理及び連絡調整を行うこととする。なお、そのとりまとめは、事務局となる担当課が行うものとする。重点区域の変更や追加、また本市の歴史的風致の維持向上に資する事業の追加など計画変更に関わる検討事項がある場合は、「浜松市歴史的風致維持向上協議会」のほか、関係する附属機関に意見を求めるものとする。

また、本計画に記した事業の実施にあたっては、市の事業担当部署が各種団体や関係者などとの調整や連携を行いながら、必要に応じて国、県などの関係機関との協議などを行い進めていくものとする。

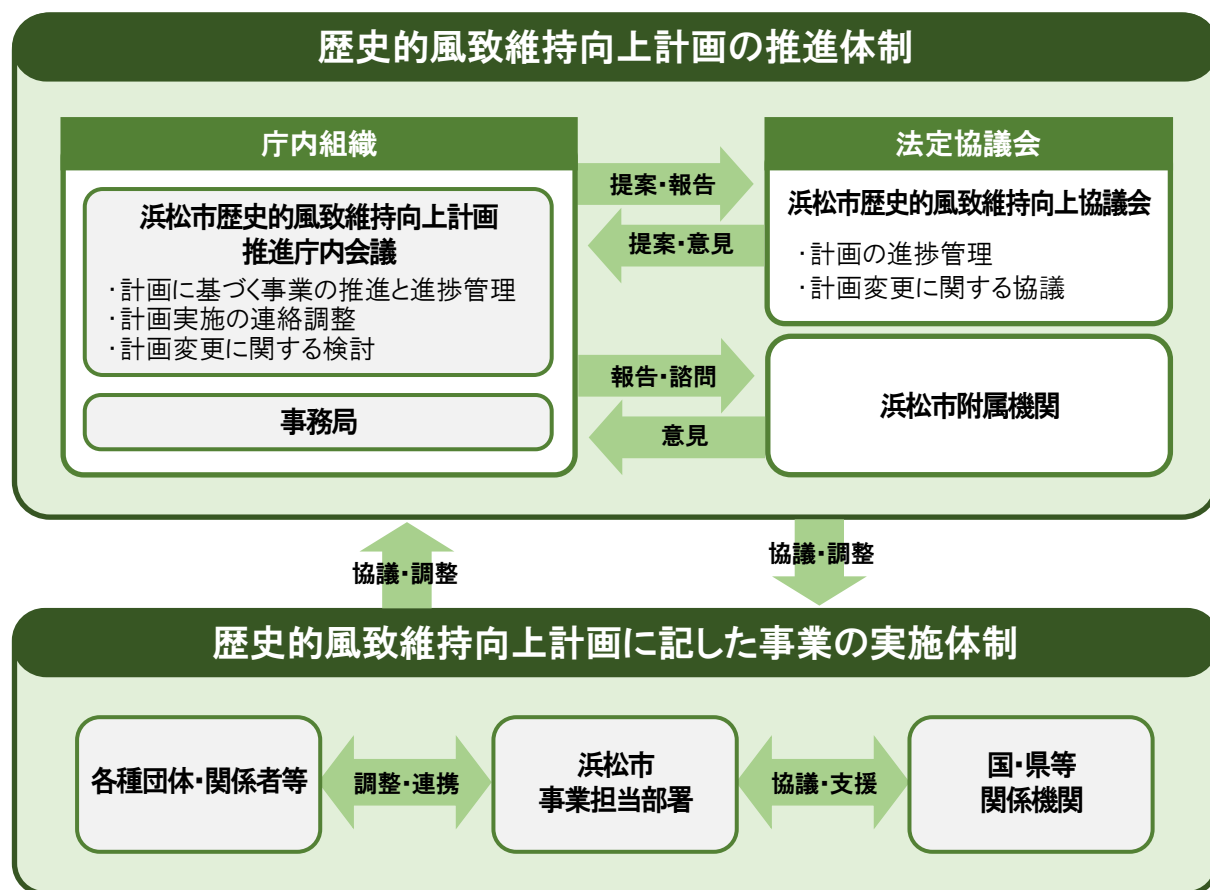


図3-5-1 計画の推進体制